

オンラインで行う 全国規模の法律討論会 「インターカレッジ民法討論会」

2023年12月23日

私立大学情報教育協会

2023年度分野連携アクティブ・ラーニング対話集会教育イノベーション大会

京都産業大学法学部教授 高嶋 英弘



はじめに

「インターカレッジ民法討論会」とは

(1)概要： 30年間にわたり多数の大学の民法教員が共同で実施してきた全国規模の法律討論会 <http://matsuokaoncivillaw.private.coocan.jp/SemiMaterials/IncollAllIndex.html>

※立命館大学松岡久和教授のホームページには、歴代のインターカレッジ民法討論会の設問と参加大学の立論へのコメントがまとめられている。

(2)開催形式： 従来は対面形式で実施されてきたところ、2019年末からの新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、2020年度、2021年度にはオンライン開催

(3)参加校：

年度によって異なり、2021年度は、早稲田大学、慶応大学、法政大学、龍谷大学、京都産業大学、九州大学、沖縄大学が参加

以下において、開催の目的と特徴、授業改善の成果、オンライン開催のノウハウ等を紹介 2

本討論会の目的と特徴

(1)オンライン会議システムに習熟する機会の提供： 汎用的なオンラインシステムであるZoomを利用するとともに、ビデオ収録により各ゼミにおける再検討を可能にしている。

(2)主体性の向上： 教員は討論会の1ヶ月前に事例問題を出題し、各ゼミの学生が解決に向けた法律論を立てて報告を行う。検討に当たっては、教員は一切助言や指導を行ってはいない。

(3)論理構成力、プレゼンテーション能力の向上： 討論を通して、他大学の学生や教員から、自己の報告内容とその論理を批判的に検討される機会を学生に与える。とりわけ他大学の学生との質疑応答、他大学教員への質問の機会は、通常の演習では実現が困難であり、学生の資質・能力の向上に大きく役立つ。学生の報告後に「教員討論」を実施する。これにより教員間でも意見や評価が異なりうることを示し、多角的な視点からの評価の重要性を認識する機会となる。



(4)企画運営能力の向上： 参加学生に他大学の学生と共同して学びの場を自ら作っていく機会を与え、学生の企画運営能力を高める。

討論会の成果

- (1)Zoomに標準装備されている画面共有、ブレイクアウトルーム、チャット、ファイル送付、録画機能等を活用した討論会は、その後の学生の学習活動や就職活動に際して非常に役立っている。
- (2)本オンライン討論会において、法律問題の討論を通してインターカレッジな相互交流が学生相互間及び学生と教員間で行われたことにより、学生の論理的思考力、文章作成能力、プレゼンテーション能力が格段に向上したとの報告が寄せられている。
- (3)教員討論は、将来法律関係の職に就くことを希望する多くの学生から、通常の授業では実現できない深いレベルの議論を生で聴くことができる貴重な機会だった、教員間の研究会に出席できたように感じた、との感想が寄せられている。
- (4)実行委員会に参加した学生からは、他大学の学生と協力して運営を企画立案する経験を通して、多様な意見のとりまとめや会議のやり方についての実践力を身につけることができたとの報告があった。

オンライン開催の手法

多数の大学から学生や聴講者が参加するため、zoomの利用に工夫が必要。具体的には、効率的な運営を行う上で、以下の(1)~(4)の指示が効果的であった。

(1)開催時に、全体に対する以下の注意を行う。

- ・報告者以外はウェブカメラをオフ、マイクをミュートに設定。
- ・氏名の画面の表示を、「名前大学名」に変更。
- ・ゼミごとにブレイクアウトルームを設定していることの伝達(報告前、報告後の相談や質問事項の検討等に使用)。

(2)ゼミの報告に関する注意点として、教員を通して以下の事項を周知徹底しておく。

- ・各ゼミの報告時間は10分、報告後のブレイクアウトルーム検討時間は5分、質疑応答時間が12分。報告者は5名以内、レジュメはA4版4枚以内。
- ・報告者は、報告前にウェブカメラをオン、マイクをオンに。質疑応答終了後、カメラ、マイクをオフに。
- ・報告に際しては、終了1分前と終了時をタイムキーパーが告知。
- ・報告時間の超過は減点対象。
- ・報告時のコントロールは、各ゼミで選出した共同ホストを担当する学生が行う。学生の共同ホスト設定と解除は、各ゼミの発表前、発表後に全体ホストが行う。

オンライン開催の手法(続)

(3)質疑応答の方法について、あらかじめ教員を通して以下の注意点を周知徹底しておく。

- ・質問は、画面下に表示されているコマンドバーの「参加者」をクリックして、出てくる参加者一覧の下に表示されている「手を挙げる」機能を使う。
- ・司会教員が行う質問者の指名は、原則として先着順(表示が上にある者から)で行う。
- ・司会の教員から指名されたら、ウェブカメラオン、マイクオンにして質問を始める。
- ・質問が終わったら、チャット機能を使って、名前と所属大学とゼミ名を必ず書きこむ(優秀質問者賞を選ぶ際に使用)。

(4)採点については、採点時間の直前に以下の注意を行う。

- ・すべてのゼミの報告と質疑応答を聞いた方のみが採点できる。
- ・学生あるいは一般参加者は、googleフォームに移動し、報告、レジュメ、質疑応答をそれぞれ5点満点で採点する。

参加学生の報告レジュメ

メインカレ討論会 京都府立大学 高島ゼミ.pdf

→ZはYに対して、不当利得に基づく損害賠償請求をすることができる。

3 XY両者が納付するそれぞれのZに対する返還額

民法が未成年者取除権によって未成年者を保護しようとしている趣旨や、取除権を実効性あるものにするために、基本的にはYの不当利得によってZは債権を回復すべきで、未成年者に対する不法行為責任及びその義務者側に対して監督者責任を追及することは抑制的にすべきである。

X→3000円	XはAに対してお小遣いとして月1500円を与えており、Aは2か月間アイテムを購入していたことから2か月分のお小遣い3000円を支払う
Y→15万7000円	Yはこの額を返還したとしても、Aとの売買契約時からマイナスが生じるわけではない

↓

**【結論】 XからZ社に対し監督者責任に基づく損害賠償として3000円、
YからZ社に対し不当利得に基づく返還請求として15万7000円を支払う**

<参考文献>
高橋和之編集代表『法律学小辞典第5版』有斐閣
日本法政研究所財団編集『電子商取引の法務』

投票のグーグルフォーム

Zoomで共有した資料や高島先生: 2021年度インターカレッジ民法討論

docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfxXk11PEzzYec3VPUVmvx_PEF...

坂東ゼミ

回答を入力

投票完了後、優秀質問者投票フォームに進み、優秀質問者を1名選んで下さい。
投票完了画面に、優秀質問者投票フォームのURLをご案内しています。

送信 フォームをクリア

Google フォームでパスワードを返信しないでください。
このフォームは Ryukoku University 内部で作成されました。不正行為の報告

出題者の解説画面

オンラインゲームをめぐる未成年者からの相談の実際 2021年インターカレッジ

オンラインゲームに関する相談の推移

年	相談件数	未成年者の相談	割合
2018	4,733	1,981	41.9%
2019	5,367	2,818	52.5%
2020	6,352	3,749	59.0%

オンラインゲームの相談は低年齢化している。

2020年の相談の内訳

18
10

教員討論

Zoomで共有した資料や高島先生: 2021年度インターカレッジ民法討論

友樹 賢太

2021年度「インターカレッジ民法討論会」問題

以下の事実があるとき、下記の設問に答えなさい。

1. 2020年9月23日、Aは11歳の誕生日に、父親のXと母親のBからの誕生日プレゼントとして、Y社製の通信機能付携帯オンラインゲーム機と対戦型オンラインソフトである「バトルモンスターフィールド(通称バトモンフィ)」を受け取った。なお、X及びBは、「バトモンフィ」がオンライン対戦型のソフトで、ネットに接続して利用することは認識していたが、その他の詳細については分かっていなかった。
2. 「バトモンフィ」というソフトは、それぞれが捕まえたモンスターを対戦させることで成長させ、最終的には全国規模で開催されるトーナメントに出場して優勝を争うという対戦型オンラインソフトである。対戦の練習は自分が捕まえたモンスター相互で可能であるが、実際の対戦は必ずオンラインで自分以外の者で行うことになっていた。なお、対戦を有利にすすめるためには、自己のモンスターを成長させるだけでなく、対戦能力をアップさせるための武器や経験に関する有料アイテムをオンラインで購入して、それを使う必要があった。
3. Aは、その後、10月末まではモンスターを探して登録することや、それを成長させることに集中していたが、11月になって、オンラインでの対戦を行うようになった。しかし、アイテムを購入していないこともあって、なかなか対戦に勝つことができなかった。…

【設問1】

XのY社に対する「AによるY社とのアイテム購入契約について、法定代理人であるX及びBの同意がないことを理由に取り消す」との主張は認められるか。その法律上の争点を明確にして論じなさい。

【設問2】

Zクレジット会社がクレジットカード規約第16条を理由に、アイテム購入契約の代金に相当するカードによる決済額について、Xに支払義務があると主張していることは認められるか。その法律的根拠を明確にして論じなさい。…

今後の課題と展望

(1)成果の公表と共有

- ・本討論会の成果である優秀ゼミの立論レジュメ、出題者解説、教員討論は、従来、法律学のスタンダードな月刊誌「法学セミナー」誌上において公表。
- ・オンライン討論会としてのノウハウは、法学関係の教育に必ずしも限定されず、大学教育全体において汎用性を有している。今回の報告はこのノウハウを大学における教育の場で共有することが目的。

(2)今後の展望

- ・対面とオンラインのハイブリッド形式
- ・参加大学以外への公開

